

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗に係る届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、東広島市の区域内に居住する者、東広島市において事業活動を行う者、東広島市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の東広島市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、東広島市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

平成22年6月28日

東広島市長 藏 田 義 雄

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

万惣高屋店

(2) 所在地

東広島市高屋町大字桧山229番1外

2 変更に係る事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位 置	収容台数
建物西側	68台
建物西側	15台
建物西側	9台
建物西側	34台
建物屋上	87台
合 計	213台

(変更後)

位 置	収容台数
建物西側	60台
建物屋上	69台
合 計	129台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

位 置	収容台数
建物南西側	2 2 台
建物南側	1 1 台
合 計	3 3 台

(変更後)

位 置	収容台数
建物南西側	9 台
建物南側	1 1 台
合 計	2 0 台

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場番号	出入口の数	出入口の位置
1 A、1 E	3 か所	駐車場西側、南側及び南東側
1 B	2 か所	駐車場北東側及び南東側
1 C	1 か所	駐車場東側
1 D	2 か所	駐車場南側及び東側
合 計	8 か所	

(変更後)

駐車場番号	出入口の数	出入口の位置
1 A、1 B	3 か所	駐車場西側、南側及び南東側

3 変更年月日

平成 2 1 年 7 月 1 6 日

4 変更の理由

安全上の理由から駐車場の区画及び駐輪場の位置を見直し、経済的な理由により一部の駐車場の賃貸借契約を解除したため

5 届出年月日

平成 2 2 年 6 月 1 6 日

6 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成 2 2 年 6 月 2 8 日 (月) から平成 2 2 年 1 0 月 2 8 日 (木) まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号) に規定する休日を除く。) とし、縦覧時間は、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとする。

(2) 縦覧場所

東広島市産業部商業観光課

東広島市西条上市町 7 番 4 2 号

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成 2 2 年 1 0 月 2 8 日 (木)

(2) 提出先

東広島市産業部商業観光課